平成２７年（フ）第２８１号
愛知県知立市谷田町宝土13番地３　ストーリーⅡ202号
債務者　小島　幸子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
三重県松阪市射和町541番地クレストール201号室、住民票上の住所三重県松阪市射和町556番地
債務者　小田安沙美
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第４４号
北海道滝川市滝の川町東３丁目16番16号
債務者　関川　徳子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
北海道中川郡幕別町札内西町44番地の９
債務者　堀　　秀人
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
北海道帯広市西12条南14丁目４番地３　アール・ⅢＥ号室
債務者　石川香奈恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
北海道帯広市西16条北１丁目４番地84
債務者　酒向枝美子（旧姓相澤）
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２７２号
盛岡市南大通３丁目１番13―103号
債務者　吉田　　隆
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２７６号
岩手県北上市常盤台３丁目19番34号
債務者　安藤　一也
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２０６号
静岡県富士市緑町８番６号サンヒルズⅡ―302号
債務者　佐伯千奈美
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１４号
兵庫県小野市来住町1015番地の１　宮脇昌司方、前住所兵庫県小野市敷地町1440番地の２
債務者　武島　玉枝（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第４６号
岡山県勝田郡勝央町美野1724番地
債務者　檜尾　英美
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第７２号
岡山県津山市東一宮62番地１　コスモスハイツＢ202、前住所岡山県津山市高野本郷1266番地20　第７ＡＳＫパークハイツ501
債務者　江畑由美子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第２０９号
香川県高松市高松町280番地５
債務者　峯尾　和代（旧姓寺岡）
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６７号
福岡県久留米市宮ノ陣５丁目９番13号　福成アパート102号、前住所福岡県久留米市宮ノ陣５丁目16番72―２号
債務者　一木　　歩（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第３６６７号
大阪市西成区梅南１丁目６番15号
債務者　山下恵利子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７２７号
大阪市西淀川区大和田３丁目８番４号平沼マンション101号室
債務者　石原　善道
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７４３号
大阪市平野区瓜破２丁目６番35―504号
債務者　山本　麻世
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部